

新潟市告示第 259 号

掲示期間 4.1-4.10

新潟市小須戸地区ふれあい会館の使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により，新潟市小須戸地区ふれあい会館の使用料の徴収事務について，次のとおり委託したので，同施行令第 158 条第 2 項の規定により，下記のとおり告示する。

平成 30 年 4 月 1 日

新潟市長 篠 田 昭

記

1 徴収事務受託者の名称

山の手コミュニティ協議会

2 徴収事務を行わせる施設の名称及び位置

新潟市小須戸地区ふれあい会館

新潟市秋葉区矢代田 35 番地

3 徴収事務を行わせる期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日